

第9節 農水産業関係応急対策

本町は、大阪府、農業協同組合及び漁業協同組合等と協力し、農水産業に関する応急対策を講ずるものとする。

第1 農業用施設

本町は、農道、用排水路、あぜ等農業施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、大阪府の指導のもとに復旧作業に努める。

第2 農作物

本町、大阪府及び農業協同組合は、地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じた場合は、培土、間断かんがい、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

第3 漁港施設

本町及び漁業協同組合は、漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するため、漁港を管理する大阪府に対して、応急措置を講ずるとともに、その復旧促進に関する措置を要請する。